

平成29年7月3日

上條小学校 保護者様

泉大津市立上條小学校

臨時休業の基準

平成29年度

「暴風警報」及び「大雨特別警報」発令時の学校の対応について

4月17日にお知らせしましたが、台風が近づいてきましたので再度お知らせいたします。

泉州地域に、午前7時の時点で、「暴風警報」又は「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合は臨時休業。

- ※ 泉大津市に、午前7時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合は、臨時休業とする。
- ※ 台風接近の有無は関係ありません。
- ※ 従前の「大雨洪水警報」の発令は対象に入りません。

- ① 午前7時以降、登校時刻までに警報が発令された場合は臨時休業とします。
- ② 登校以降に警報が発令された場合は、登校した児童・生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と協議して判断します。
- ③ 「大雨特別警報」発令時は、児童・生徒の安全確保のため、学校内に待機させる
- ④ こととします。

臨時休業の情報を一斉メールや上條ホームページでお知らせしますが、サーバーがダウンすることもあります。あらかじめ、テレビ等の情報でご判断下さるようお願いいたします。